

大和市教育委員会 4 月定例会

日 時 平成 26 年 4 月 24 日

午前 10 時 00 分

場 所 本庁舎 2 階教育委員会室

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 前会会議録の承認
- 4 会議録署名委員の決定
- 5 教育長の報告
- 6 議 事

日程第 1 (議案第 17 号) 大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例について

日程第 2 (議案第 18 号) 大和市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について

日程第 3 (議案第 19 号) 大和市立図書館条例の一部を改正する条例について

日程第 4 (議案第 20 号) 大和市奨学生選考審査会委員の委嘱について

- 7 そ の 他
- 8 閉 会

議案第 17 号

大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例について

大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例について、大和市社会教育委員会議より答申を受けたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見の申し出について、審議願いたく提案する。

平成 26 年 4 月 24 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

平成26年4月 日

大和市長 大 木 哲 殿

大和市教育局
委員長 青 蔭 文 雄

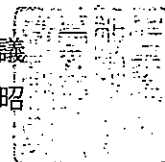
大和市長文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例の制定
について（申出）

このことについて、別添のとおり市議会へ提出くださるよう、申し出します。

平成26年4月18日

大和市教育委員会
委員長 青蔭 文雄 殿

大和市社会教育委員会議
議長 濱田 嘉昭



大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例について（答申）
（対平成26年4月18日付諮問）

このことについては、次のとおり答申します。

記

大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例について適当と認めます。

以上

大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、文化芸術の振興を中心とした、本市の文化を創造する拠点（以下「文化創造拠点」という。）について、別に条例で定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定その他管理に関する必要な事項を定めることにより、文化創造拠点を構成する施設を一体的に管理し、もって積極的な連携と機能の融合を図ることを目的とする。

（構成施設）

第2条 文化創造拠点は、次に掲げる公の施設をもって構成する。

- (1) やまと芸術文化ホール条例（平成〇年大和市条例第〇号）に基づくやまと芸術文化ホール
- (2) 大和市立図書館条例（昭和31年大和市条例第31号）に基づく大和市立図書館
- (3) 大和市生涯学習センター条例（昭和44年大和市条例第20号）に基づく大和市生涯学習センター
- (4) 大和市屋内こども広場条例（平成〇年大和市条例第〇号）に基づく大和市屋内こども広場

（指定管理者の指定の手続等）

第3条 前条に掲げる施設の指定管理者の指定の手続等は、一体的に行うものとする。

（公募）

第4条 市長及び教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に文化創造拠点の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。ただし、公募を行わないことについて合理的な理由がある場合は、この限りでない。

- (1) 文化創造拠点の概要
- (2) 申込期間
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- (5) 指定管理者が行う業務の範囲及び内容

(6) 選定の基準

(7) その他市長等が別に定める事項

(指定管理者の指定の申込み)

第5条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申込期間内に申込書に文化創造拠点の管理に係る企画提案書及び収支予算書、財産目録その他規則で定める書類を添えて、市長等に申し込まなければならない。

(選定基準)

第6条 市長等は、前条の規定による申込みがあったときは、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

(1) 文化創造拠点を利用しようとする者に対し、平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

(2) 文化創造拠点の効用を最大限に発揮するものであること。

(3) 文化創造拠点の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(4) 文化創造拠点の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること又は確保できる見込みがあること。

(5) その他市長等が別に定める基準

(選定結果の通知)

第7条 市長等は、前条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果について申込みを行った団体に通知しなければならない。

(再選定等)

第8条 市長等は、前条の規定による通知を行った後、指定管理者となるべき団体として選定された団体（以下「被選定団体」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該被選定団体を除く申込みを行った団体の中から、再び第6条の規定により指定管理者となるべき団体を選定することができる。

(1) 被選定団体の事情により、指定管理者の指定を受けることが不可能となったとき。

(2) 新たに判明した事実により、文化創造拠点の管理を行うことが不適當であると認められたとき。

2 前項各号のいずれかに該当した被選定団体は、第4条の規定による次回の公募に

については、申し込むことができない。

(指定管理者の指定)

第9条 指定管理者の指定は、被選定団体について、法第244条の2第6項の議決を経た後、行うものとする。

(指定管理者の指定の告示)

第10条 市長等は、指定管理者の指定をしたときは、指定管理者の名称、所在地、指定期間その他の市長等が定める事項を告示しなければならない。

(指定期間)

第11条 文化創造拠点の指定期間は、指定の日から起算して5年を超えない期間とする。ただし、再指定を妨げない。

(協定の締結)

第12条 指定管理者は、市長等と文化創造拠点の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 管理業務に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 管理業務報告に関する事項
- (5) 管理費用に関する事項
- (6) 施設又は設備の原状回復に関する事項
- (7) 損害賠償に関する事項
- (8) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (9) 管理業務を行うにあたって保有する個人情報の保護に関する事項
- (10) 管理業務に係る情報公開に関する事項
- (11) その他市長等が別に定める事項

(事業報告書)

第13条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、文化創造拠点に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は年度末を含む期間の業務の全部の停止を命ぜられたときは、その処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に当該年度分として、処分を受けた日までの間の

事業報告書を作成し、提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 利用料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして市長等が別に定める事項
(指定の取消しの告示等)

第14条 市長等は、法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者の名称、所在地、その他の市長等が定める事項を告示しなければならない。

2 前項に該当した指定管理者は、第6条の規定による次回の公募については、申し込むことができない。

(原状回復義務)

第15条 指定管理者は、指定期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、文化創造拠点の施設又は附属設備（以下「施設等」という。）を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第16条 指定管理者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長等が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(個人情報取扱い等)

第17条 指定管理者は、管理業務に関し保有する個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止については、大和市個人情報保護条例（平成15年大和市条例第22号）の趣旨にのっとり、必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者及び文化創造拠点の業務に従事している者は、その管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に利用してはならない。指定期間が満了し、若しくは法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職を退いた後においても同様とする。

(情報公開)

第18条 指定管理者は、大和市情報公開条例（平成12年大和市条例第19号）の趣旨にのっとり、管理業務の内容に係る情報を公開し、透明性を確保するよう努めなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による情報の公開を適正かつ円滑に実施するため、管理業務の内容に係る文書、図画、写真及び電磁的記録を適正に管理するものとする。

(審議会の設置)

第19条 文化創造拠点の管理等に関する事項を審議するため、附属機関として大和市文化創造拠点運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、文化創造拠点の管理運営に関する事項について調査審議し、その結果を市長等に報告し、又は市長等に意見を述べる。

3 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年11月3日から施行する。ただし、第1条から第8条まで、第19条及び第20条の規定は、平成26年7月1日から施行する。

(大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年大和市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中第67号を第68号とし、第53号から第66号までを1号ずつ繰り下げ、第52号の次に次の1号を加える。

(53) 文化創造拠点運営審議会の委員

第2条第1項中「第66号」を「第67号」に改め、同条第2項中「前条第67号」を「前条第68号」に改める。

別表中第66号を第67号とし、第53号から第65号までを1号ずつ繰り下げ、第52号の次に次の1号を加える。

53	文化創造拠点運営審議会の委員	日額	8,900
----	----------------	----	-------

議案第 18 号

大和市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について

大和市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について、大和市社会教育委員会議より答申を受けたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見の申し出について、審議願いたく提案する。

平成 26 年 4 月 24 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

平成26年4月 日

大和市長 大木 哲 殿

大和市教育委員会
委員長 青 蔭 文 雄

大和市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定について
(申出)

このことについて、別添のとおり市議会へ提出くださるよう、申し出します。

平成26年4月18日

大和市教育委員会
委員長 青蔭 文雄 殿

大和市社会教育委員会議
議長 濱田 嘉昭

大和市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について（答申）
（対平成26年4月18日付諮問）

このことについては、次のとおり答申します。

記

大和市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について適当と認めます。

以上

大和市生涯学習センター条例の一部を改正する条例（案）

第1条 大和市生涯学習センター条例（昭和44年大和市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条第3項中「第8条」を「第9条」に改め、同条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条第1項中「第6条」を「第7条」に改め、同項第1号中「第6条第2項」を「第7条第2項」に改め、同条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（指定管理者の指定等）

第6条 生涯学習センターのうち、大和市生涯学習センターの管理に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定等について必要な事項は、大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例（平成26年大和市条例第 号）で定める。

別表第2中「第13条」を「第14条」に改める。

第2条 大和市生涯学習センター条例の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「実施及び」を削り、同条第3号中「についての」を「の実施並びに」に改める。

第4条の見出しを「(使用者資格等に関する登録)」に改め、同条第1項中「使用し」の次に「、又は利用し」を加え、「もの」を「者」に改め、「団体の」を削り、「利用者登録」を「登録」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、公開の室又は大和市生涯学習センター市民交流ラウンジの利用についてはこの限りでない。

第4条第2項中「利用者登録し」を「登録し」に、「団体」を「者」に改め、同項第2号及び同条第3項中「利用者登録」を「登録」に改める。

第5条の見出しを「(登録の取消)」に改め、同条中「団体」を「者」に、「利用者登録」を「登録」に改める。

第15条を第18条とする。

第14条を削る。

第13条中「使用者又は利用者」を「使用者等」に改め、同条を第17条とする。

第12条の見出しを「(原状回復義務)」に改め、同条第1項中「使用者」を「使用

者等」に、「使用」を「使用等」に改め、同条第2項中「使用者」を「使用者等」に改め、同条第3項中「第9条」を「第11条（第13条第6項において準用する場合を含む。）及び第14条」に改め、同条を第16条とする。

第11条中「使用者」の次に「又は利用者」を、「使用し」の次に「、若しくは利用し」を加え、同条を第15条とする。

第10条の見出しを「(使用等の制限)」に改め、同条中「教育委員会」の次に「(大和市生涯学習センターにあつては指定管理者。以下この条及び第16条において同じ。)」を加え、「他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者その他管理上支障があると認められる者に対しては、入場を拒否することができる」を「使用者、利用者及び公開の室を利用する者（以下「使用者等」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、入場を拒否し、又は退場させることができる」に改め、同条に次の各号を加え、同条を第14条とする。

- (1) 施設、設備等を損傷するおそれがあると認めたとき。
- (2) 他の来館者に迷惑を及ぼすおそれがあると認めたとき。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めたとき。
- (4) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められたとき。
- (5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (6) その他教育委員会が管理上その使用等を不相当と認めたとき。

第9条を削る。

第8条の見出しを「(使用の不承認及び使用承認の取消等)」に改め、同条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 他の来館者に迷惑を及ぼすおそれがあると認めたとき。

第8条に次の1項を加える。

2 前項に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させることができる。この場合において、使用者に損害が生じてもその責任を負わない。

- (1) 第10条第2項に規定する条件に違反したとき。
- (2) 天災等により本市において緊急の必要を生じたとき。

(3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

第8条を第11条とし、同条の次に次の2条を加える。

(使用料)

第12条 使用者は、使用する室の区分に従い、別表第2に定める使用料を教育委員会に対して使用の前に支払わなければならない。ただし、社会教育関係団体が本来の目的をもって使用する場合その他教育委員会が特に必要と認めたときは、使用料を減免することができる。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金等)

第13条 第6項の規定により準用される第10条の規定により大和市生涯学習センターの利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用料金を指定管理者に対して利用の前に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第3に掲げる範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。

3 教育委員会は、指定管理者に利用料金を指定管理者の収入として收受させるものとする。

4 指定管理者は、前条第1項ただし書の規定に準じて、利用料金を減免することができる。

5 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要と認めたときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

6 第10条及び第11条の規定は、大和市生涯学習センターの利用について準用する。この場合において、これらの規定（見出しを含む。）中「使用」とあるのは「利用」と、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第10条第1項	生涯学習センター(大和市生涯学習センターを除く。次条において同じ。)	大和市生涯学習センター
	使用し	利用し

第10条第1項及び第11条第1項第4号	使用する	利用する
第10条第1項及び第11条第2項	使用者	利用者
第11条の見出し及び同条第2項	使用承認	利用承認
第11条第1項	生涯学習センター	大和市生涯学習センター

第7条第1項中「生涯学習センター」の次に「(大和市生涯学習センターを除く。次条において同じ。)」を加え、「者は」を「者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ第4条の規定による登録を受けた上で」に改め、同条を第10条とする。

第6条の見出しを「(指定管理者による管理)」に改め、同条中「生涯学習センターのうち、大和市生涯学習センターの管理に係る地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する」を削り、「平成26年大和市条例第 号」の次に「。次条において「文化創造拠点条例」という。」を加え、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

生涯学習センターのうち、大和市生涯学習センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

第6条の次に次の3条を加える。

(指定管理者が行う業務)

第7条 指定管理者は、大和市生涯学習センターに関する次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条第3号から第5号までに掲げる事業に関する業務
- (2) 第13条第6項の規定により準用される第10条から第11条までの規定による利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消しその他の利用承認に関する業務
- (3) 第13条の規定による利用料金の徴収、減免、還付その他の利用料金の徴収に関する業務
- (4) 施設及び附属設備の維持及び軽微な修繕に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

2 指定管理者は、前項に掲げる業務を行うに当たっては、文化創造拠点条例第2条に規定する構成施設間の積極的な連携と機能の融合を図るものとする。

(開館時間等)

第8条 生涯学習センターの開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。

2 大和市生涯学習センターの施設のうち、市民交流ラウンジの供用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）は、午前9時から午後8時までとする。

3 大和市生涯学習センターにおいては、指定管理者が特に必要と認める場合は、教育委員会の承認を得て、開館時間及び供用時間を変更することができる。

4 第1項の規定に関わらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、生涯学習センター（大和市生涯学習センターを除く。）の開館時間を変更することができる。
（休館日）

第9条 生涯学習センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、大和市生涯学習センターの休館日は、第2号に掲げる日とする。

(1) 月曜日（大和市渋谷学習センターにあっては、毎月最終月曜日（休日に当たるときは、その前の月曜日）に限る。）

(2) 1月1日から同月3日まで並びに12月29日から同月31日まで

2 前項の規定に関わらず、指定管理者が特に必要と認める場合は、教育委員会の承認を得て、大和市生涯学習センターの休館日を臨時に変更することができる。

3 第1項の規定に関わらず、教育委員会が必要と認める場合は、生涯学習センター（大和市生涯学習センターを除く。）の休館日を臨時に変更することができる。

別表第1 大和市生涯学習センターの項中「大和市深見西一丁目3番17号」を「大和市大和南一丁目8番1号」に改める。

別表第2中「第14条」を「第12条」に改め、同表、1 会議室等使用料の表、(1) 生涯学習センター（大和市渋谷学習センターを除く。）の表中「生涯学習センター」の次に「大和市生涯学習センター及び」を加え、同表会議室（大）の項中「会議室（大）」を「会議室」に、「1,200円」を「600円」に改め、同表中会議室（中）の項、会議室（小）の項及び特別室（大）の項から調理実習室の項までを削り、同表備考第1項中「使用時間を」を「使用の承認を受けて使用する時間を」に、「使用時間が」を「時間が」に改め、同表、(2) 大和市渋谷学習センターの表備考第1項中「使用時間を」を「使用の承認を受けて使用する時間を」に、「使用時間が」を「時間が」に改め、同表、2 ホール等使用料の表、(1) 大和市生涯学習センターホールの表及

び(2) 大和市生涯学習センターホール音響・照明設備等の表を削り、同表(3) 大和市渋谷学習センター多目的ホールの表日曜日及び土曜日並びに国民の休日に関する法律に規定する休日の項中「及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日」を「、土曜日及び休日」に改め、同表備考中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同表備考第1項として次のように加える。

- 1 使用の承認を受けて使用する時間を超え、その超えた時間が2時間未満の場合
は、これを2時間とみなして計算する。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第13条関係）

1 大和市生涯学習センター会議室等利用料金の上限額

室名	金額
講習室	2時間につき 2,500円
大会議室	同 1,600円
中会議室	同 1,000円
小会議室	同 800円
スタジオ（大）	同 1,500円
スタジオ（中）	同 600円
スタジオ（小）	同 300円
和室	同 1,000円
美術・工芸室	同 2,200円
調理実習室	同 1,600円

備考

- 1 利用の承認を受けて利用する時間を超え、その超えた時間が2時間未満の場合は、これを2時間とみなして計算する。
- 2 営利団体の利用料金は、通常支払うべき利用料金に2を乗じて得た額とする。

2 大和市生涯学習センター市民交流ラウンジ利用料金の上限額

場所名	金額
市民交流ラウンジ	1人1回2時間につき 100円

備考 市民交流ラウンジは、事前の予約を要しないものとし、当日に利用の承認を受けてから2時間の利用時間とする。

3 附属設備及び備品利用料金の上限額

種別	単位	金額
団体用倉庫等	1区画	1月につき 1,000円
貸出設備、備品等	1区画又は各品目の単位	1回につき 500円

備考 この表において「1回」とは、貸出しを受けた当日において、連続して利用する場合をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は平成26年7月1日から、第2条の規定は平成28年11月3日から施行する。

(準備行為)

- 2 第2条の規定による改正後の大和市生涯学習センター条例（以下この項において「新条例」という。）第13条第6項の規定により準用される新条例第10条から第11条までの規定による利用の承認等、新条例第13条及び別表第3に規定する利用料金の徴収その他の新条例を施行するために必要な準備行為は、第2条の規定の施行の日前に行うことができる。

議案第 19 号

大和市立図書館条例の一部を改正する条例について

大和市立図書館条例の一部を改正する条例について、大和市社会教育委員会議より答申を受けたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見の申し出について、審議願いたく提案する。

平成 26 年 4 月 24 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

平成26年4月 日

大和市長 大 木 哲 殿

大和市教育局
委員長 青 蔭 文 雄

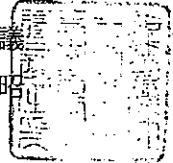
大和市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について（申出）

このことについて、別添のとおり市議会へ提出くださるよう、申し出します。

平成26年4月18日

大和市教育委員会
委員長 青蔭 文雄 殿

大和市社会教育委員会議
議長 濱田 嘉昭



大和市立図書館条例の一部を改正する条例について（答申）
（対平成26年4月18日付諮問）

このことについては、次のとおり答申します。

記

大和市立図書館条例の一部を改正する条例について適当と認めます。

以上

大和市立図書館条例の一部を改正する条例

第1条 大和市立図書館条例（昭和31年大和市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（指定管理者の指定等）

第4条 図書館の管理に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定等について必要な事項は、大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例（平成26年大和市条例第 号）で定める。

第2条 大和市立図書館条例の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「大和市深見西一丁目2番17号」を「大和市大和南一丁目8番1号」に改める。

第5条を第11条とする。

第4条の見出しを「(指定管理者による管理)」に改め、同条中「図書館の管理に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する」を削り、「平成26年大和市条例第 号」の次に「。次条において「文化創造拠点条例」という。」を加え、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

図書館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

第4条を第5条とし、同条の次に次の5条を加える。

（指定管理者が行う業務）

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 図書館施設及び附属設備の維持及び軽微な修繕に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めるもの

2 指定管理者は、前項に掲げる業務を行うに当たっては、文化創造拠点条例第2条に規定する構成施設間の積極的な連携と機能の融合を図るものとする。

（開館時間）

第7条 図書館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、午前9時から午後8時までとする。

2 図書館の施設のうち、3階部分の供用時間は、午前9時から午後7時までとする。

3 前2項の規定に関わらず、指定管理者が特に必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て開館時間及び供用時間を変更することができる。

(休館日)

第8条 図書館の休館日は、1月1日及び12月31日とする。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、教育委員会の承認を得て、休館日を変更することができる。

(利用の制限)

第9条 指定管理者は、図書館資料及び施設を利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用をさせないことができる。

- (1) 他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
- (2) 図書館の施設若しくは設備又は図書館資料を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められたとき。
- (4) その他図書館資料及び施設の利用を不相当と認めるとき。

(損害賠償義務)

第10条 利用者は、故意又は過失により図書館資料を紛失又は汚損し、又は図書館の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事情があると認められたときは、この限りでない。

第3条の次に次の1条を加える。

(事業)

第4条 図書館は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 図書館法第3条の各号に掲げる事業
- (2) 前号に掲げるもののほか、図書館の設置目的に照らして必要な事業

附 則

この条例中第1条の規定は平成26年7月1日から、第2条の規定は平成28年11月3日から施行する。

議案第 20 号

大和市奨学生選考審査会委員の委嘱について

大和市奨学生選考審査会委員の委嘱について、審議願いたく提案する。

平成 26 年 4 月 24 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正